

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アパティア福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬については、別表1に定める額とする。

### (費用弁償)

第4条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については別表2に定める額を支払うものとする。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

### (公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### 附則

この規程は平成29年6月26日より施行する。

## 別表 1

(非常勤役員等に対する報酬)

### (1) 評議員

評議員会への出席	日額 10,000円 (源泉徴収後)
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円 (源泉徴収後)

### (2) 非常勤理事

理事会等会議への出席	日額 10,000円 (源泉徴収後)
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円 (源泉徴収後)

### (3) 監事

監事監査への出席	日額 10,000円 (源泉徴収後)
評議員会・理事会への出席	日額 10,000円 (源泉徴収後)
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円 (源泉徴収後)

## 別表 2 (費用弁償)

### (1) 会議等出席のための交通費の費用弁償額

会議等出席のための交通費は支給しないものとする。

### (2) 出張旅費の費用弁償額

旅費規程を準用する

## 別表 3 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。